会議名	冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する	
	調査特別委員会	
開催日時	令和3年4月12日(月) 午前10時	
案 件	~~~	ジ
	告発について	1
	調査報告書(案)について	3
	記録の返還について (32
出席議員	委員長 前田 敏	
	副	
	委 員 守屋大道	
	委 員 小林義典	
	委 員 荒木眞澄	
	(議長) 多田隆一	
	(副議長) 山元 建	
欠席議員		
会議事項及	別紙のとおり	
びその結果	カリがスペン (こくが) プ	

(午前10時00分開会)

○前田敏委員長 おはようございます。ただいまから、第11回、冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありますので、許可することとい たします。よろしくお願いいたします。

本日が最後の委員会となります。最後まで御協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは、案件に入ります前に、御報告がございます。

まず、委員の辞任及び選任についてですが、去る3月29日、西垣智議員の委員辞任 に伴い、同日開催の本会議において、小林義典議員が委員に選任されましたので、御 報告いたします。

次に、本委員会の調査報告書案の情報流出についてです。

本日の調査特別委員会の開催に当たり、第10回委員会での意見表明を受けた後、調査報告書の作成に向け鋭意取り組んで参りました。この間、2回にわたる事前協議において成文への協議を続け、4月7日時点で委員会として判断、総括、提言、結論について、最終の懸案事項として残すところとなっておりました。そうした中、調査報告書に関する未決定の内容が、4月7日夕刻にネットニュース並びに翌日の新聞で報道されるに至りました。情報流出は誠に遺憾であり、百条委員会の信頼性を揺るがす行為として看過できないことから、百条委員会委員に内容流出について調査を実施し、報道関係者への提供の事実がないことを確認いたしました。しかしながら、事実関係を把握してきた書類、報告書など審査内容を示す資料の保管状態について、一部において容易に閲覧できる状況が確認されたことから、改めて、各委員に管理徹底を強く要請するとともに、その旨を議長に報告をさせていただきました。安易に情報を流出させた目的や意図について図りかねますが、このことによって報告書案の信頼が揺らぐことはないと確信いたします。本日の報告前にこうした状況について報告させていただきます。

それでは、案件に入ります。まず、初めに、告発についてです。

本委員会では、これまで冨田市長のほか、職員並びに関係者に対して証人尋問を行ってまいりました。その中で、冨田市長が本委員会の尋問において、虚偽の陳述をしたと思われる証言が2件ございます。

まず、1点目は、冨田市長に貸与している市役所駐車場の無料定期券についてです。 令和3年3月4日の冨田市長に対する証人尋問において、西垣委員からの「冨田市 長が、総務課より市役所駐車場を無料で駐車できる定期券を貸与されているのか。貸 与されている場合はどこに定期券を置いているのか。」との尋問に対し、冨田市長は、 「発行をされておりますが、使用はしておりません。ほぼ市長就任後、駐車の券を渡 された記憶を今言われて思い出しましたが、当時、市長就任後から、その駐車用チケ ットというのはどこに保管しているか分からないぐらいちょっと手元にございません ので、全くもってその存在というのを今、失念しておりました。どこかの机かどこか の引き出しに置いていたようには記憶はしております。」と陳述されています。しか しながら、同年3月12日の岡田副市長に対する証人尋問において、西垣委員からの 「冨田市長の後援会長が市役所に来庁された際、駐車料金の無料処理などは行ったこ とはあるのか。」との尋問に対し、岡田副市長は、「聞くところによると、市長が駐 車券を貸していたというような話を聞いております。いつ頃かは分かりませんが、そ の話は最近聞かせていただきました。」と陳述されております。また、本委員会の調 査において、無料駐車券は冨田ひろき事務所に置いているとの証言を得ており、実際 に冨田市長が公務のため、無料定期券が使用できないときにも、使用した履歴が残っ ておりました。したがって、冨田市長の無料定期券をどこに置いていたのか分からな いという陳述は、岡田副市長等の証言とは異なっておりました。

次に、2点目は、令和2年10月29日、木曜日の午後、職員が元平副市長及び冨田市 長の後援会長に呼び出され、冨田市長の後援会長の事務所で秘密保持契約を3者で取 り交わした件についてです。

令和3年3月4日の冨田市長に対する証人尋問において、私からの「冨田市長は契約を結ぶため、元平副市長が職員と一緒に後援会長の事務所に行ったとの報告は受け

ているのか。」との尋問に対し、冨田市長は「そのことが起こった事後に聞きました。」と陳述されています。しかしながら、同年3月12日の元平副市長に対する証人尋問において、荒木委員からの「令和2年10月29日、木曜日、後援会長の事務所で集まるように指示したのは、冨田市長からということで間違いないか。」との尋問に対し、元平副市長は、「はい」と陳述されております。また、そのほかにも、本委員会の調査において、後援会長の事務所で集まるように指示したのは、冨田市長であったとの証言を得ております。したがって、冨田市長の後援会長の事務所で3者が集まったという事実を事後に知ったという陳述は、元平副市長等の証言とは異なっておりました。

よって、本委員会は、冨田市長の当該証言部分2件を虚偽の陳述であると認定し、 地方自治法第100条第9項の規定に基づき、大阪地方検察庁へ告発書を提出するよう に議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、本委員会の調査報告書案についてです。

3月25日開催の第10回委員会での御協議を踏まえ作成いたしました調査報告書の正 副委員長案については、各委員に配付をさせていただき、内容については事前に御確 認をいただいていることと思いますが、第9、調査の内容と結果の部分について朗読 をさせていただきますので、再度、御確認をお願いいたします。

それでは、私のほうから報告書案の17ページ、第9、調査の内容と結果の部分を朗 読させていただきます。

本調査事項に関して、市長や副市長が本議会及び委員会等で行った答弁や市長が記者会見や議長に対して行った報告、6回にわたり行った証人尋問による証言、提出された記録及び職員アンケートの結果などの調査に基づき、明らかとなった事実及び本委員会としての判断を調査事項ごとに記載する。

(1) 不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関すること。ア、前提となる経

緯。

令和2年10月23日(金)に今回の調査の発端となった報道に関して、冨田市長から本市議会議員宛てに、以下のとおり報告があった。市長控室については、歴代の市長が使用してきた市長控室であり、仮眠や昼食、体調管理を行うための部屋である。市長控室横の物置に簡易サウナを一時的に設置(現在は撤去)していたのは事実であるが、「風呂の代わり」に使用していたものではない。大学アメフト時代から、スポーツ障害のため腰椎椎間板ヘルニア(4度手術)・頸椎ヘルニア・前十字靭帯損傷(両膝)等を痛めており、毎日のリハビリ(後遺障害の症状緩和)のため、簡易サウナを利用した時期があった。また、早朝から深夜まで公務に励むこともあり、控室の簡易ベッドで眠ることもあったのは事実であるが、「生活」していたわけではない。事務所兼用住宅に住み、週末は家族と過ごしている。家族を妻の実家近くに帰省させているのは事実だが、家族と自身に身の危険を感じる事件(警察には被害届を提出済み)が生じたのが、その理由である。家族に危険が及ぶことを危惧し、また妻と幼い息子を守るために、家族に一時的に避難してもらっている次第である。

イ、明らかとなった事実。①私物の持込みについて。

サウナについては、令和2年7月12日(日)に冨田市長と後援会の関係者2名の計3名で、市役所内の市長室横の女子トイレ(43ページ参考資料参照)に搬入し、冨田市長が組立てを行い、設置された。設置理由について、冨田市長の証言では、大学のアメリカンフットボールの選手時代からのスポーツ障害の症状緩和や体調管理のためであり、体調管理と公務を補完的に支えるという面で一定理解が得られると冨田市長自身が判断し、設置したと述べたとともに、冨田市長自身に身の危険が及ぶような事件が3度起きて、家族は別の自宅へ引っ越し、自分は事務所兼自宅という形で住居スペースを設けた際に、落ち着いて自分の自宅を見つけるまでの間、体調管理のため設置したと述べた。また、冨田市長の証言では、設置許可権限は市長にあるという前提で職員には相談したが、どんな答えであったのかは記憶がないと述べた一方、証人喚問した職員の証言では、相談を受けたと述べた証人はいなかった。撤去については、

冨田市長が同年10月21日(水)の日中に解体を行い、女子トイレ前の通路に置いたも のを同日の夕方に職員2名が市長室まで運搬を行った後、午後9時半頃、冨田市長、 元平副市長、岡田副市長、冨田市長の後援会長と冨田市長の知人の5名で、市長室か ら駐車場の車まで運び、冨田市長の知り合いのマンションに搬入された。ただし、職 員2名が解体されたサウナを女子トイレ前の通路から市長室まで運搬した経緯につい ては、職員からの証言では、冨田市長から同日の昼前に解体したサウナを女子トイレ 前の通路から市長室へ運ぶよう指示されたと述べた一方、冨田市長の証言では、サウ ナ解体後の夕方に職員1名にお願いしたものと述べた。撤去理由については、報道が 出るからではなく、報道前に、万人に受け入れられるものではないと考えたためと述 べたとともに、サウナが設置できる場所が見つかったためと述べた。なお、市長室横 の更衣室、男子トイレ及び女子トイレの設置目的については、職員の証言では、以前 は外国からの来客やSPがつくような要人の来客用トイレとしての使用や記念品の保 管場所としても使っていたと述べた職員もいれば、本来の目的を知らずに、市長専用 であるという認識を持っている職員など、様々な認識があったが、冨田市長の証言で は、これまでずっと物置ないしは不必要なものを全て放り込んでいたものを、市長就 任後、整理を行う一環の中で、更衣室として使えるように元に戻し、備品を設置して きたが、これまでの市の慣習として、市長更衣室、男子トイレ及び女子トイレも全て 市長専用の控室という認識であり、職員全員が同じ認識であったと述べた。

施術用ベッドについては、上記と同様、大学のアメリカンフットボールの選手時代からのスポーツ障害の症状緩和のため、どうしても疲れたときに短時間の仮眠を取るため、また、災害時の危機管理上のため、市長就任直後に、市長室横の更衣室に1台と市長室と応接室とをつなぐ通路に1台の計2台が設置された。その際に、職員が組立てを手伝ったが、冨田市長の証言によると、私物ではなく、公務上一定必要と理解できるものであるため、お願いしたと述べた。一方、職員からの証言では、設置時には、市長室横の更衣室と市長室に設置されていたが、市長室に設置した1台については、岡田副市長や職員から注意を受けたため、市長室と応接室とをつなぐ通路に移動

され、その後、撤去(返品)されたとの証言もあった。また、施術用ベッドの設置理由の一つである災害時の危機管理上の理由について、冨田市長の証言では、同年7月8日(水)の土砂災害警戒態勢に伴う早朝の対応時や11月1日(日)の水道管漏水事故に伴う泊まり込みでの対応時は、職員だけで適切に対応できていたため、自身は宿泊しなかったと述べた。

畳ベッドについては、冨田市長自身が注文して持ち込んだ。同年9月14日(月)の 朝礼で、冨田市長が職員に対して組立てを指示したため、職員2名が組立てを行い、 これまで、市長室横の更衣室に設置されていた施術用簡易ベッドを市長室と応接室と をつなぐ通路に移動し、代わりに畳ベッドが設置された。その際に、職員が組立てを 手伝ったが、冨田市長の証言によると、私物ではなく、公務上一定必要と理解できる ものであるため、お願いしたと述べた。設置理由について、冨田市長の証言によると、 当時は課題が多く、寝泊まりできる環境を整える必要があるという認識の下、仮眠も しくは休息を取るには、施術用ベッドでは少し疲れが取りにくいだろうと懸念し、よ り休息を可能にするため、畳ベッドを発注したと述べた。撤去については、冨田市長 が公務に必要なものとの認識に基づき、同年10月21日(水)の朝に職員に解体を依頼 し、職員2名が解体した後、サウナと一緒に更衣室前の通路から市長室まで運んだ。 その後、同日の午後9時半頃、冨田市長、元平副市長、岡田副市長、冨田市長の後援 会長と冨田市長の知人の5名で、市長室から駐車場の車まで運んだ。なお、撤去理由 については、冨田市長の証言では、公務に必要なものと考えているものの、万人に受 け入れられるものではないと認識し、少しの疑念が出ないような対策を取るべきと考 え撤去したと述べた。

健康器具については、令和元年の夏前からエアロバイクが設置され、その他、脊椎 矯正をするための専用ストレッチ器具も設置されていた。エアロバイクの撤去につい ては、同年10月23日(金)の冨田市長の記者会見において、記者会見前に撤去したと 述べていたが、職員の証言によると、記者会見時には、市長室と応接室とをつなぐ通 路に一時的に移動させ、撤去していなかったため、冨田市長から鍵をかけておいてほ しいと言われ、報道機関に見られないようにしていたと述べた。また、冨田市長の証言では、職員自らが自発的に撤去してくれ、その後は、後援会の方が撤去してくれたので、どのように撤去したかは分からないと述べた。

市長の体調管理については、冨田市長の証言では、正午から午後1時まではトレー ニングの時間を取っており、有酸素運動やインナーマッスルトレーニング、非常階段 の上り下りによる体幹トレーニング、有酸素運動等を行っていたと述べた。また、サ ウナの利用については、同年10月23日(金)の冨田市長の記者会見では、お昼の時間 の約20分間に利用し、3日に1度のペースで利用したと述べたとともに、冨田市長の 証言では、同年7月12日(日)の搬入後、利用し始めた同年8月4日(火)までの間 は、利用していないと述べた。しかし、職員からの証言では、市役所内で初めて新型 コロナウイルス感染者が発生したとき(同年10月16日(金)午後5時頃)に、緊急対 応で冨田市長に面会を求めた際には、女子トイレ内から大音量の音楽が聞こえて、冨 田市長から15分待つよう言われたり、体調管理として利用される時間帯はほとんどが 正午から午後1時半までであり、その間は予定を入れることができず、市長決裁が遅 れることもあったと述べたが、冨田市長の証言によると、サウナで体調管理や症状緩 和をしているときには、市政のためのイメージトレーニングを行っていたが、業務に 全く支障はなかったと述べた。また、正午から午後1時までは、トレーニングの時間、 午後1時からの30分間は、予備時間として確保しており、必要に応じて予備時間を決 裁等に使っており、決裁が遅れるようなことはなかったと述べた。

市長の健康状態については、冨田市長の証言では、椎間板へルニアの手術を10代に 2回、20代に2回しており、その後は毎日のリハビリを行い、首や腰の状態が悪い時 には、年一、二回は、かかりつけの施術師のところで脊椎矯正を行ってきたが、現在 は自身で体調管理を行っており、市長就任後は、人間ドックに1回、かかりつけの施 術師のところへは時間がなく通院していない。また、非常階段の上り下りも、リハビ リ兼トレーニングであり、治療も兼ねていると述べた。

その他、サトウのごはん、ドライヤー、冷蔵庫2台、カセットコンロ、ガスバーナ

一、キャンプ用の鍋、鍋セット、ジューサー、電子レンジ、洗面用具、スポーツウエア、シューズ、机、椅子、棚、パーティション、ダンベル、ネクタイなどが持ち込まれていた。また、電子レンジの使用については、電源が落ちるおそれがあると職員から注意を受けていたことや、ガスバーナーの使用についても、岡田副市長から注意を受けていたが、冨田市長の証言では、電子レンジに関しての注意を受けたという認識はなかったと述べた。なお、現在もある私物については、最低限の公務を行うに当たり、体調管理や身だしなみ等に必要なものであるため、更衣室に施術用ベッド1台、冷蔵庫及びシューズやスポーツウエア等を、男子トイレにダンベル、ドライヤーを置いている。

また、令和元年の夏頃に、冨田市長の指示により、市長室横の更衣室入り口付近にカーテンを、男子トイレ外側の出入口(個室でない)に鍵を公費により設置された。カーテンの設置理由については、職員の証言では、冨田市長が市長控室と認識しているスペースで運動している姿やトレーニング後の上半身裸の姿を見られたくないからと述べているが、冨田市長の証言では、不審者等が急に入らないようにするため、また、市長控室内が見えないようにするためと述べた。男子トイレ外側の出入口への鍵の設置理由については、冨田市長の証言では、トイレ使用中に清掃業者に遭遇することがあり、鍵をつけたほうが、中に市長が入っていることが分かるという気遣いを含めて設置したと述べた。しかし、本来始業前に行う庁舎内の清掃については、早朝の5時過ぎや6時頃に冨田市長が登庁し、清掃業者と出くわすため、午前9時以降に変更していた事実も明らかになった。さらに、職員の証言では、インターネットで購入した冨田市長の私物(箸や靴)が市役所に届き、返品を指示されたり、配達されなかった品物の捜索を指示されたと述べたということに対して、冨田市長の証言では、仕事が激務の中で、補完的に秘書が市長の公務を支えるという面において、秘書課の者にも御理解いただいているという形でお願いさせていただいたと述べた。

②市役所での宿泊について。

宿泊の実態については、同年10月23日(金)の冨田市長の記者会見において、10月

以外は、宿泊していないと述べていたが、10月30日付の冨田市長から議長への報告文書によると、9月14日(月)、16日(水)、17日(木)、19日(土)、24日(木)、26日(土)、28日(月)、30日(水)、10月1日(木)、3日(土)、5日(月)、7日(水)、8日(木)、11日(日)、12日(月)、14日(水)、15日(木)の計17日間、宿泊したと、記者会見時の証言とは異なる報告があった。冨田市長の証言でも、当時のスケジュール等を鑑み17日間と算出したので、おおむね間違いないと述べた。職員の証言でも、冨田市長から夜間に市役所内をパトロールする警備会社へ、パトロール後に照明を消すよう指示があったと聞いたので、その時点で宿泊していると認識したと述べた職員や、送迎の段取りの関係で、冨田市長から当日の宿泊の有無を伝えられていたため、週3日から4日は宿泊していたことは知っていたし、宿泊している日を冨田市長からまとめるように言われ、自分でつけていたメモを参照しながら、17日間と確認したので間違いないと述べた職員がいた。

しかし、記録の提出資料で、該当する17日間において、宿泊が必要となるような夜間の公務がある日はなく、逆に、公務が全くない土日も含まれていた。さらに、副市長や職員からの証言では、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種行事等への出席は激減しているとともに、そのうち、3分の2は副市長に振っており、公務は逼迫していない状況であったと述べている。しかし、冨田市長の証言では、宿泊の理由は、特別職である市長は、平日の午前9時から午後5時までが公務というわけではなく、市長自身が公務であるという認識の仕事をした時点で公務であり、当時は約500以上の事業見直しや来年度予算に向けた政策立案の準備で多忙を極めていた。また、公務というのは、行事や会議等への出席だけでなく、創造的な政策立案もあると述べた。さらに、宿泊の事実を副市長が知らなかったということについては、冨田市長の証言では、副市長は激務の状況は、理解していたと思っているし、特に報告する必要がないと述べた。

その他、宿泊した17日間の中には、土日が4日間含まれているとともに、一度公用車で帰宅して、夜の遅い時間帯に冨田市長自らが市役所に戻り、宿泊したであろう日

が複数あったが、冨田市長の証言では、一度公用車で帰宅して所用を済ましてから、 市役所に戻ってきて仕事をした日もあったと述べた。また、私物を持込み、宿泊する 環境を整えていた理由について、報道前は、公文書を扱う公務は、庁舎外に持ち出せ ず、市役所以外では公務ができないため、宿泊していたと述べたが、報道後は、自宅 でできる公務を行っていると述べた。加えて、通常の公務の状況について、冨田市長 の証言では、毎週水曜日の午前中については、体調管理の一環で睡眠を取るため、公 務は入れずに登庁していないと述べた。また、公務における随行職員の有無について は、職員の証言では、基本的には随行しているが、その都度冨田市長に確認しながら、 随行する場合もあれば、担当課の職員が随行する場合もあった。ただ、東京出張に随 行をつけない理由として、冨田市長は、2人で行くよりも1人のほうが費用が抑えら れると言っていたと述べた。冨田市長の証言でも、状況と公務内容によってケースバ イケースであったとし、職員も家庭があるため、職員の負担を軽くしてあげたいとい う思いから随行が必要でないと判断したときは、一人で対応してきたと述べた。

③タクシーチケットや公用車の使用実態について。

同年10月30日付の冨田市長から議長への報告文書によると、東大阪の自宅へ帰るためにタクシーを使用した回数は、8月2日(日)、3日(月)、9月6日(日)、7日(月)、13日(日)、14日(月)、22日(火・祝)、27日(日)、28日(月)、10月4日(日)、5日(月)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)の計15回とあった。また、10月23日付の冨田市長から議長への報告文書によると、事務所兼用住宅に住んでいる。家族は妻の実家近くに帰省させている。家族と自身に身の危険を感じる事件(警察には被害届を提出済み)が生じたのが、その理由とあるが、10月30日付の冨田市長から議長への報告文書によると、事務所兼用住宅(市内)と東大阪(妻の実家近く)に自宅があり、平日は、事務所兼用住宅で寝泊まりし、週末は東大阪の自宅で生活して、現在は、事務所近くの賃貸マンションに居住とあった。

記録の提出資料によると、同年7月25日(土)に家族と住んでいた自宅から事務所 兼自宅に転居し、10月26日(月)に池田市内の別の場所へ転居していることから、7 月25日(土)から10月25日(日)までの冨田市長の自宅は、事務所兼自宅となる。

職員の証言では、冨田市長の自宅が2つあるという認識はなかったという職員もいれば、引っ越したことは知っていたが、自宅は事務所兼自宅で、妻子は東大阪の妻の実家に預けているという認識をしていたという職員もいた。元平副市長の証言でも、報道が出るまで、家族と住んでいた自宅が自宅であると思っており、東大阪からタクシーを使用していることも知らなかったと述べ、岡田副市長の証言でも、報道が出るまで、家族と住んでいた自宅から事務所兼自宅に移転していることを知らなかったと述べた。一方、冨田市長の証言では、宿泊していた期間(同年9月14日~10月15日)の自宅については、事務所兼自宅と東大阪の家族が住む自宅の2つの自宅を持っているが、池田から東大阪に転居した時期は、記憶が不明確と述べた。また、今回は家族を別の安全な場所に移すということで、別宅を持ったというのが実情であり、家庭によって様々な事情があるので、2つの自宅があるということも十分にあり得ると述べた。

東大阪までのタクシーチケットの使い方については、一部の職員の証言では、冨田市長から、事情があって、妻子が東大阪の妻の実家にいると相談を受け、一度は自身で往復されるように伝えたが、改めて方法がないのか聞かれたため、正直ここまで頻繁に行かれる想定もなく、特殊な事情であるため、本来であれば公用車での対応になるが、職員の負担も考慮し、タクシーの運用も可能であると拡大運用をしたと述べた。また、別の職員の証言では、自宅は東大阪ではなく、事務所兼自宅という認識で、冨田市長から、家族の身に危険が及ぶ可能性があるため、妻の実家のある東大阪に妻子を預ける、このことは誰にも知られたくないので、公用車ではなくタクシーで往復したいと言われ、土日も公務のため、市役所から東大阪に行き、東大阪から公務のため、市役所に戻るという取扱いをしたと述べた。一方で、冨田市長の証言では、東大阪への移動に係るタクシーチケットの使用の是非を職員に確認していた。あくまで公用車を使用するよりタクシーを使用するほうが公費負担と職員負担が軽減されるため、タクシーチケットの使用を可としてきた中で、東大阪の自宅に帰るのであれば、公用車

よりタクシーを使用するほうがよいとの職員の勧めもあって使用したと述べた。

池田と東大阪との往復に使用した上記15日間のうち、平日が5日間、土日祝日が10日間であった。記録の提出資料によると、土日祝日の10日間のうち9日間は、公務がなかったにもかかわらず、市役所を経由して池田から東大阪もしくは、東大阪から池田までの往復にタクシーを使用していた。冨田市長の証言では、土日においても、市役所に来て公務を行っており、公務というのは市長が抱えている必要な仕事と判断した場合は全て公務であるため、行事的な公務とは関係ないと述べた。

さらに、記録の提出資料では、上記の15日間の中で、同年8月3日(月)はタクシーチケットを使用しておらず、返金もしていないが、7月3日(金)に東大阪までタクシーチケットを使用しており、返金していることが分かった。しかし、東大阪に家族が住み始めたのは7月23日(木・祝)からであり、冨田市長の言う自宅には該当していないため、冨田市長の証言では、この日の使用目的については、慌てて家族の安全を期すため、また、家族の住居を探すために使用したものと述べた。

公用車の使用については、記録の提出資料によると、同年7月から10月までの公務がない時間に、池田市内に職員の随行なしで運行している時間が合計31回、30時間35分あるなど、一部使用目的が不明な点があったが、冨田市長の証言では、明確な記憶がないと述べた。職員の証言では、市民の自宅で意見や要望を聞いたりすることがあり、政務かどうか冨田市長に確認すると、一般市民の意見や要望を聞いているので公務であると言われたため、公務の取扱いをしていたと述べた。過去に、政務や妻の出産時の病院等への移動に公用車やタクシーチケットの使用はできないと職員が指摘したと述べている一方、冨田市長の証言では、そのような指摘は一切受けていないと述べた。

④サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について。

同年10月23日(金)の市長の記者会見において、サウナの使用に係る電気代を返金すると述べており、11月13日(金)に、サウナの使用に係る電気代690円と、タクシーチケット代16万3,080円が返金された。同年10月30日付の冨田市長から議長への報

告文書と記録の提出資料を比較すると、東大阪の自宅に帰るためにタクシーチケットを使用した日のうち、8月3日(月)は、使用しておらず、返金もしていないが、逆に、7月3日(金)は、使用して返金している。その経緯として、冨田市長の証言では、おおむねサウナを使用した日を割り出して、岡田副市長に伝え、具体的な事務については、多忙であるため岡田副市長に一任したと述べた。岡田副市長の証言では、自宅については、常識では1か所であるため、不適切ではないのかと進言をし、冨田市長から現金を預かり、秘書課の職員に入金作業をしてもらったと述べた。職員の証言でも、岡田副市長から返金するよう指示があり、事務的な処理を行ったと述べている。実際に処理をした職員の証言でも、タクシーチケット代については、タクシー会社に確認し、岡田副市長に報告した後、同年11月13日(金)に岡田副市長が冨田市長から返金する現金を預かり、職員に入金を指示したため、職員は調定処理をした後、銀行窓口で入金し、返金したと述べた。

タクシーチケット代を返還した理由については、冨田市長の証言では、法的に問題はないが、2つある自宅の1つに、公用車で帰ることは多くの市民の理解が得られるものではなく、一部の方から指摘を受けることもあるだろうと勘案し、政治家として自主的に返還したため、私的流用ではなく、処分も必要ではないと述べた。一方、元平副市長は、私的流用と判断し、返還したものであり、使うべきでないと述べた。また、職員の証言でも、私的利用のため返金されたと理解していると述べた。

記録の提出資料では、不適切に使用したタクシーチケット代の実際の金額は16万4,460円であったが、返金額は16万3,080円であるため、1,380円の差額が生じている。そのことに対して、職員の証言では、算出時はタクシー会社に確認していたが、実際は高速代と市役所の駐車場代が漏れており、その差額については、岡田副市長に相談し、冨田市長の判断を仰いでいると述べた。岡田副市長の証言でも、返金後に分かったことであるが、タクシー会社と電話でやり取した金額と実際の請求金額が若干異なっていて、そこは手続が複雑になりそうなので、追加で行うことも今後考えていきたいと述べた。冨田市長の証言では、差額が出ていることを今知ったので、内容を含め

て対応を検討すると述べた。岡田副市長の2回目の証人喚問の証言では、まだ処理が できていないと述べた。

⑤市役所の駐車場定期券について。

記録の提出資料によると、タクシーチケット代の中に、市役所の駐車場代(100円や200円)が加算されており、総務課より、冨田市長に貸与されている市役所駐車場の定期券を使わず、公金で支払いを行っていたことが分かった。その理由について、冨田市長の証言では、市長が公用車の代わりにタクシーを使用して市役所に来る場合は、公用車と同じ対応をしてもらうように職員にお願いしており、公用車同様、駐車場に入り、市役所の裏玄関で降ろしてもらっていたため、駐車場代が発生したものと述べた。また、駐車場定期券については、貸与されたことは覚えているが、どこに保管しているかは覚えていない。どこかの机かどこかの引き出しに置いていたように記憶していると述べた。一方で、職員の証言では、令和2年4月1日から市役所駐車場の管理運営形態が変更された際に、冨田市長の後援会長から、冨田市長からもらっていた市役所の駐車場定期券が使えないということを言われ対応したと述べており、記録の提出資料である、冨田市長が貸与されている駐車場定期券の入出庫記録においても、冨田市長が常任委員会等の公務に出席している間も使用していることが分かった。また、岡田副市長の証言では、冨田市長が後援会長であった田中氏に駐車場定期券を貸していたと聞いていると述べており、証言が食い違っている。

ウ、委員会としての判断。

報道で明らかになったサウナや畳ベッド、運動用具のみならず、市長就任早々から、市長室や更衣室、男子トイレ及び女子トイレに、施術用ベッド2台、冷蔵庫2台、電子レンジ、キャンプ用鍋、ガスボンベ、ガスバーナー、調理用具、スポーツウエア、ドライヤー、シューズなどの生活用品の持込みが明らかとなった。中でも、サウナの使用については、冨田市長の証人喚問において、自身の身体の健康上の理由を持ち出して正当性を訴えていたが、健康上の理由というのであれば、診断書を提出し、誰もが納得できる形で設置すべきであり、診断書をはじめ、医療機関への通院履歴や治療

実態すら具体的に示されないことから、弁解の余地のない、市長としてあるまじき行 為であったと判断せざるを得ない。

また、令和2年9月から10月の期間においては、延べ17日間にも及び冨田市長が庁舎に宿泊していた実態も明らかになったが、両副市長をはじめ、市長公室長、秘書課職員等も、その実態を認知しておらず、また、当時の公務の量は、決して庁舎に寝泊まりしなければならない量ではなかったことは、調査においても明らかであることから、公私混同であり、不適切な庁舎使用であると認められる。

さらに、畳ベッドの設置日である同年9月14日(月)は奇しくも、初めて宿泊をした日と一致しているのは、偶然ではないと思われるとともに、宿泊実態の尋問において、「特別職の私が公務であると認識した時点で、それは公務です。」との、自分勝手な証言もあり、理解しがたい弁解を述べていたこと自体、到底納得できるものではない。

タクシーチケットの使用においては、条例等の規定がないものの、公務がない上、 自宅としての届出のない東大阪への往復に利用するなど使用実態が今までの慣例から は大きく逸脱しており、私的流用であると認められる。また、使用したタクシーチケ ット代を返金していた事実を公表することなく、内密に返金していたことは、冨田市 長自らが不正使用であることを暗に認めていたという証左であり、返金したからとい って許されるものではなく、公人であるならば、その行為に対して何らかのペナルテ ィーを自身に科すべき重大な不正行為であり、それを正当化する冨田市長の言い分は 承服できない。

さらに、市長専用の駐車場定期券については、尋問で冨田市長は、机の中かどこかにあるだろうと証言していたが、実際には冨田市長の個人事務所にあり、冨田市長の後援会関係者が自由に使用できる状態にあり、そのほとんどが冨田市長の後援会長が使用していたことが確認された。その使用回数は46回で駐車場料金は6万円以上にも及び、公職選挙法で禁じられている寄附行為、利益供与に当たる可能性もあり、看過できない。なお、使用状況や、個人事務所へ駐車場定期券を取りに行く手間を考える

と、特定の支援者が常時携帯していたのではないかと考えられる。

(2)本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関すること。ア、前提となる経 緯。

国田市長は新型コロナウイルスの感染拡大が継続していた令和2年8月7日(金)から8月16日(日)までの間、休暇を取得していたが、その間の8月9日(日)の夕方に、市内高齢者施設の管理者より新型コロナウイルス感染者が発生したとの一報が入り、8月10日(月・祝)の午前9時の時点で、入居者6名、職員7名の計13名が陽性であることが確認された。その後も感染者は増加し、8月13日(木)及び14日(金)には新型コロナウイルス感染による本市初の死者2名が発生したことが大阪府より発表された。

同年10月23日(金)に、一連の報道に関して、冨田市長から本市議会議員宛てに、今夏のお盆に、亡くなった祖母のお墓参りや田畑の整理等のため、母方の田舎である淡路島に帰省したのは事実である。しかし、職務代理者の副市長と綿密に打合せを行い、遠隔を含め、新型コロナの感染予防についても十分に対応ができたものと考えている。また、種子島へは視察(私費)訪問したもので、宇宙教育や非認知スキルを池田の公教育に反映させることも念頭にJAXA宇宙教育センターの情報収集のために訪問したもので、いわゆる余暇ではないと報告があった。

上記期間の冨田市長の所在については、同年9月24日(木)開催の本会議における一般質問において、議員が冨田市長に対し答弁を求めたが、冨田市長は「質問いただいた内容に関しましては、客観的に御説明させていただくほうがつまびらか、かつ得心いただけると考慮するため、元平副市長より答弁いたします。」と述べ、その後、元平副市長より、「田舎へ帰省されていたというふうに聞き及んでいるところでございます。」との答弁があった。また、同年10月26日(月)開催の総務委員会においては、冨田市長より、「母方の田舎が淡路島になるのですけれども、祖母が亡くなったことも受けて、お墓の整理や田畑の整理や、その際に、私もほとんど休みなくこのままずっと走ってきましたので、家族を連れて田舎に帰省したというのは事実です。」

「両副市長に、どのようなことがあったとしても約2時間から3時間以内ではすぐにいわゆる帰庁できるような態勢にするから、それは万が一があった場合は、それは言ってくれと。ただ遠隔でもちゃんと適宜体制が取れるようにという形で、しっかり両副市長と話し合っていったというような経緯でございます。」「クラスターが落ち着いて、しかも大阪、日本中がGoToのキャンペーンがいよいよスタートした時期で、私はもともとどうしてもちょっと自分で、私費で視察へ行きたいところがありました。それが種子島なのですけれども、それはJAXAに行きました。」「クラスターが発生時等も淡路島にいました。」との答弁があった。さらに、同年10月30日付の冨田市長から議長への報告文書によると、8月7日(金)は淡路島、8日(土)は大分県、福岡県及び長崎県の壱岐、9日(日)及び10日(月・祝)は長崎県の対馬、11日(火)は福岡県及び鹿児島県、12日(水)及び13日(木)は鹿児島県の屋久島、14日(金)及び15日(土)は鹿児島県の種子島へ行き、16日(日)の早朝に帰阪と報告があった。

イ、明らかとなった事実。

記録の提出資料では、全行程自動二輪車での移動で、同年8月7日(金)は淡路島へ行き、その後フェリー泊、8日(土)は福岡県及び長崎県の壱岐、9日(日)及び10日(月・祝)は長崎県の対馬、11日(火)は福岡県及び鹿児島県、12日(水)及び13日(木)は鹿児島県の屋久島、14日(金)及び15日(土)は鹿児島県の種子島へ行き、その後、フェリー泊で16日(日)の早朝に帰阪したとなっていた。

その後の両副市長の証言では、冨田市長に、夏季休暇中にどこへ行かれるのかを確認すると、母方の実家がある淡路島に行くと言われたので、秘書課とも情報共有していたと述べたとともに、職員の証言では、夏季休暇中は、淡路島にいると認識していたと述べている。また、冨田市長が入力しているグーグルカレンダーのプライベート部分を確認できる一部の職員は、休暇中の行き先が九州方面となっていることに気づいていたが、元平副市長より、冨田市長の行き先は淡路島である旨の説明を受けていたことから、職員の共通認識として淡路島にいるとの認識を持っていた。しかし、そ

の後の証人喚問で、冨田市長は予定が変更になり、淡路島には行かなかったと述べた。

夏季休暇中の緊急の連絡体制については、職員の証言では、同年8月9日(日)に 高齢者施設で新型コロナウイルス感染が報告されて以降、冨田市長は、LINEや電 話により、両副市長や担当部長等と連絡を取り合っており、マスク等の物資の提供な どの指示を出していたこと、冨田市長から戻りましょうかと聞かれたが、対応ができ ていた上に、淡路島であれば2時間程度で戻っていただくことが可能であるため、即 時に戻られなくてもいいと伝えたと述べた。また、両副市長の証言では、携帯電話で 相談もし、指示も出ていた。冨田市長は、必要があれば戻りますと両副市長に伝えて いたが、岡田副市長が現時点では必要な指示を受けていることから、今すぐ戻ってい ただかなくても問題ない旨を伝えたと述べた。冨田市長の証言でも、離島であっても 飛行機等で2時間から3時間で戻ることができ、緊急時にはすぐに戻ることができる 体制を整えていた。また、新型コロナウイルス感染症対策本部長として適切な対応を 行っており、十分に対応できたと思っている。フェリーを利用しての帰阪について、 2時間から3時間以内では帰られないから間違っているという論点は、その本来の趣 旨と異なる指摘だと述べた。さらに、バイクでの移動におけるヘルニアへの影響につ いては、車に乗るような姿勢が一番腰を痛めるのであって、バイクに関しては楽に乗 れると述べた。

したがって、淡路島へ行っていたという上記の9月本会議での元平副市長、10月総 務委員会での冨田市長の答弁及び冨田市長から議長へ提出された報告文書並びに本委 員会における記録の提出資料は、虚偽であったことが明らかとなった。

ウ、委員会としての判断。

冨田市長の証言で、予定が変更になって、淡路島には帰省していないと述べたことに加え、記録の提出資料に九州地方への訪問が記載されていたことから、新型コロナウイルス感染症が広がる中、本市で初めてクラスターが発生し、死者が出るという事態となった際の所在について、「家族を連れて田舎に帰省したというのは事実です。」「どのようなことがあったとしても約2時間から3時間以内ではすぐにいわゆ

る帰庁できるような態勢にする。」という令和2年10月26日開催の総務委員会での富田市長の答弁は虚偽答弁であったと認められる。また、冨田市長は10日間の夏季休暇中、両副市長及び秘書課職員に自身の旅行行程を明らかにせず、クラスター発生後もバイクで九州旅行を継続していた事実は危機管理意識が欠如していることを露呈している。加えて、冨田市長は、当該夏季休暇を視察兼休暇であったと証言しているが、視察したと証言しているJAXAについては、単に施設を見学しただけであり、視察であったとは認められない。

同年9月24日開催の本会議で、冨田市長に対し、夏季休暇中の所在に関する質問があった際も、自らは答えず、元平副市長に答弁をさせたが、冨田市長は、元平副市長に対し、夏季休暇中は、淡路島に帰省すると事前に伝えていたことから、事実とは異なる情報しか伝えていない元平副市長にあえて答弁させており問題である。また、その際、元平副市長より、「田舎へ帰省されていたというふうに聞き及んでいるところでございます。」との答弁があったが、冨田市長はこの答弁が事実と異なることを知っていながら訂正をしていない。

冨田市長の証言では、「休暇中も新型コロナウイルス感染症対策本部長として適切な対応を行っており、十分に対応できたと思っている。フェリーを利用しての帰阪について、2時間から3時間以内では帰られないから間違っているという論点は、その本来の趣旨と異なる指摘だ。」と述べており、議会での虚偽答弁や議長への虚偽の報告、本委員会への虚偽の資料提出に対する反省が見受けられない。これらの冨田市長の本市議会に対する度重なる議会軽視の姿勢は、甚だ遺憾であり、到底納得できるものではない。

(3) 本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること。ア、前提となる経緯。

令和2年10月23日(金)に、職員に対するパワハラがひどいという報道に関して、 冨田市長から本市議会議員宛てに、職員に対するパワハラ等の事実はないとの報告が あった。

イ、明らかとなった事実。①元平副市長へのパワハラについて。

令和2年5月のゴールデンウイーク明けに、元平副市長が腰痛で一週間ほど休んだ 後、出勤し、冨田市長に挨拶をしたのに、冨田市長から「なぜあいさつしないのか、 どれだけ僕と岡田副市長が負担しているのに、周りに配慮がないのはなぜか。」と言 われたということに対して、冨田市長の証言では、明確な記憶はなく、副市長として の考え方や姿勢、責任感を本人に習得してほしいということで指導したと述べた。ま た、そのことで大声で叱責し、辞職を求めたということに対して、元平副市長の証言 では、秘書課の職員をまとめきれていないという理由で、辞職するよう言われたこと があると述べたが、冨田市長の証言では、全く事実ではないと述べた。なお、職員ア ンケートでは、元平副市長からのパワハラについても、複数の記載があり、元平副市 長の証言から、当時はパワハラとは思っていなかったが、大声で職員を叱責したこと があり、今考えると、立場を考えたら、パワハラだと自覚していると述べた。また、 パワハラは、受け取り方次第であり、自分自身には自分のために言ってくれていると 思う。冨田市長からのパワハラが自身のパワハラに影響しているものではなく、自身 の気質であると述べた。さらに、元平副市長が職員に対して、冨田市長に意見せず、 冨田市長の言うことを素直に聞くように指示したということに対して、元平副市長は、 記憶にないと述べた。

②部長の解雇可否に係る相談について。

冨田市長がある部長が気に食わないからといって、「懲戒処分にできないか」と、 両副市長に言ったということに対して、冨田市長の証言では、市長就任当初に、部長 級等の異動が法律上どういった形でできるのか尋ねたことや、部長という立場で、全 体としての奉仕者としての姿勢や考え方に問題があった場合には指導を行っているが、 両副市長にそのような指示等はしていないと述べた。

③百条委員会設置後の特別職の監督について。

冨田市長が百条委員会設置後、「特別職を監督する人が必要だ」と言い、監督する 人物については、両副市長の指導や市長自身のリスクマネジメントのために、公務・ 政務を問わず、市長の指示と思って対応するようにと職員に伝えている。冨田市長の 後援会長の名前も挙がっていたということに対して、冨田市長の証言では、市長就任 当初から顧問が必要ということで2人の顧問を招いているとともに、特別職に関して は、助言を求めていると述べた。

④市役所1階ロビーにおける椅子の配置変更の強要について。

1階ロビーの椅子の配置は、待合いスペースでお待ちの方から呼出し番号が、また、職員からは、お待ちの方が見えやすいように斜めに設置しているが、冨田市長が理由もなく、真っすぐに変更するよう指示し、職員が斜めにしている理由を伝えているのにもかかわらず、どうしても変えろと命令したということに対して、冨田市長の証言では、簡単に理由の説明は受けた記憶があるが、適正に配置を変えることによって、市民サービスの向上につながるものと考えて指示したものであると述べた。

⑤スポーツ団体に対する指示と謝罪の強要について。

冨田市長が、スポーツ団体に対する施策の取組に係る指示をメモにより行い、その件に関して副市長を通じて、職員から意見具申したところ、冨田市長は、それに同意して、その旨当該団体に連絡するよう指示をしたにもかかわらず、その件について、当該団体より疑義照会があった際には、担当者に確認もせずに安易に謝罪を強要したということに対して、冨田市長の証言では、全く記憶にないと述べた。

⑥会議の退席要求について。

部長が同席していない会議の場で、結論を決定することができない職階の職員が冨田市長から意見を求められ、その発言が原因で退席させられたということに対して、冨田市長の証言では、本委員会で行われた職員アンケートの内容は、確実性が高いとは言えず、無記名で行われていることを指摘するとともに、詳しい事実と異なっていると述べた。また、会議の中で、同職員が副市長に対し、無礼があったのを見て、正すために職員に席を退けるようお願いしたことはあるとも述べた。

⑦書類の投げ捨てや大声での叱責について。

令和元年5月頃に、冨田市長が女性職員二人を市長室に呼び、書類を机に投げ捨て、 大声で叱責した。一人の女性職員は怯え、二度と一人では決裁などで市長室に行けな いほど、恐怖を抱いたということに対して、冨田市長の証言では、書類を投げ捨てるようなことはしていない。公務員としての考え方、姿勢が間違っている場合があって 指導したと述べた。

⑧理不尽な理由での職務拒否及び降格人事について。

記者会見などで冨田市長と話を詰めていた職員が、前市長と深い関係であるという 理不尽な理由から、冨田市長から突然、「あなたとはもうしゃべらない」と言われ、 業務打合せができなくなり、その後、降格人事をされたということに対して、冨田市 長の証言では、事実ではなく、降格等もしていないと述べた。

⑨大声での罵声を伴う叱責や職務拒否及び人事異動について。

以前に、職員が冨田市長に対し、SNSの活用について「インスタグラムは、写真 の掲載が有効で、文章を載せるのは効果的でない。」と説明していたにもかかわらず、 再び冨田市長から、インスタグラムへの文章の掲載について、指示されたので、「そ の件は、以前、効果的でないとお伝えした。」と言うと、令和2年1月8日の農業委 員会の懇親会前に、冨田市長から「お前のその態度は何や、こういう態度の職員はど うなっているのか、どう教育しているのか、民間やったらクビや。」と激怒し、どな られたということに対して、冨田市長の証言では、そのようなことを言った覚えはな いと述べた。その後、庁舎から農業委員会の懇親会会場への移動中、冨田市長は、同 職員に対し、他の職員がいるエレベーターホールや、庁舎駐車場を通る間中、罵声を 浴びせたということに対して、冨田市長の証言では、公務に携わる者が公務上、仕事 を行わないということ自体が大きな問題とした上で、その時はおそらく岡田副市長が 横にいたと思うが、業務上、公人としての考え方、捉まえ方が間違っていたところに 対して、指導したことは覚えていると述べた。さらに、翌日の朝、冨田市長は、元平 副市長に、「課長を替えろ。」と言い、副市長から、「課長を替えることはできな い。」と言われると、「課長が市長室に入るのは週1回だけにせよ。」と言ったとい うことに対しては、課長を替えろというようなことは言っていない、覚えがないと述 べた。なお、農業委員会の懇親会に同行していた岡田副市長の証言では、そのことに

ついて覚えておらず、私自身に対して言っていたのではないかと記憶していると述べた。

⑩資料の説明がないことに対する叱責について。

職員が地域分権関係の資料を預かり、冨田市長に説明した上で、渡したにもかかわらず、その後、元平副市長と教育長の前で、冨田市長から「この資料は何や」「そんなん聞いてへん」と激怒されたということに対して、冨田市長の証言では、当時どのような内容の資料を誰から頂いたか記憶がないと述べた。

⑪冨田市長に確認した上で行った職務についての叱責について。

ある業務においてミスをした業者が元平副市長に謝罪に来たとき、元平副市長は、 冨田市長と打合せ中だったので、職員が冨田市長に会えるかどうかの伺いを立てた上 で、会ってもらったにもかかわらず、後で、冨田市長から「議員以外は通すな」と怒 られたということに対して、冨田市長の証言では、そのようなことはなかったと述べ た。

迎昼寝時の起床のための電話依頼について。

冨田市長から、昼寝をしているので、公務時間になったら携帯電話に電話をかけて 起こしてくれと職員に指示したということに対して、冨田市長の証言では、朝の5時 から午後9時まで仕事をしていて、どうしても仮眠を取って体を休めたいときには、 秘書課の職員に電話をかけて起こしてほしいとお願いした記憶があると述べた。

③公用車やタクシーの使用方法における職員の進言に対する虚偽について。

冨田市長が公用車やタクシーの使い方で、公務以外は使えないと進言をした職員を 交代させろと言ったということに対して、冨田市長の証言では、そのようなことはな いと述べた。また、冨田市長が出産準備のため東大阪の実家に帰っている妻のところ へ、公用車で行きたいと言った際に職員から、公用車は公務のみにしか使用できない と言われているにもかかわらず、公用車の運転手に対し、職員から「了解を得てい る」「他市では使えている」などと嘘をついてでも使用しようとしたということに対 して、冨田市長の証言では、そのような事実はないと述べた。

(4)タクシー会社変更作業の強要について。

東大阪と池田の往復に使用するタクシーについて、冨田市長がタクシー運転手が気に食わないという理由で、タクシー会社を変更することを職員に強く指示したということに対して、冨田市長の証言では、タクシーの運転手が気に食わないのではなく、私が指示したタクシー会社が最も安いので、公費負担が軽減されるため指示したことを記憶していると述べた。また、職員が早朝5時の迎車で、東大阪から池田まで走る会社がなく、その旨を冨田市長に報告すると、東大阪市内にある全てのタクシー会社に連絡を取るよう職員に指示したということに対して、冨田市長の証言では、公務上当たり前の仕事として指示を行ったと述べた。さらに、市役所で宿泊されるからか、「翌朝のタクシーは必要ない」「タクシーの時間を変えて」と休日でも職員に連絡をしたということに対して、冨田市長の証言では、休日に公用車のスケジュールを変更することは当然あり、LINEや電話等で連絡を行うことはある。また、秘書課は市長の仕事を支えるのが1つの仕事であるので、立派な公務として職員も自覚していると述べた。

⑤タオルの洗濯について。

市長室と市長室横のトイレのタオルの洗濯について、職員の証言では、以前から業務の一環として行ってきたが、冨田市長就任後、3か月ほど過ぎてから、タオルの量がかなり増えるとともに、濡れている状態で、多い時には、1日に朝4枚、昼4枚の8枚を交換しており、洗面台で使うタオルとしては、普通では考えられないような濡れ方と枚数だったと思うと述べたが、1回目の市長喚問の際の冨田市長の証言では、就任当時、トイレのタオルとは別に、体調管理のために市長控室に私物のタオルを持ち込み、汗を拭いたりして、自分で洗っていたが、職員が気を遣ってやりますと言ってくれた。これは自分のものだからと言ったが、職員が全然問題ないと言って、数回だけ洗濯してもらったことがある。しかし、その後、職員にタオルの洗濯を指示しているという噂を聞いたので、それ以後は、自分がトレーニングして汗を拭くようなタオルは自分で洗っていた。また、トイレの中に比較的多くのタオルを準備してほしい

と言ったのは事実であるが、唯一のリフレッシュとして、ホットタオルを1日に数本 作り、顔を拭くためであった。トイレの中にあるタオルは引き続き洗濯してもらうの をお願いしており、トイレで使うタオルと市長控室で使うタオルは使い分けたと記憶 していると述べた。しかし、再度、タオルの洗濯の経緯を同職員に確認したところ、 秘書課では、市長室内のタオルとトイレのタオルの2枚を1週間に1度、洗濯してお り、衛生管理の観点から、業務の一環として行ってきたので、冨田市長にも同様に洗 濯をし始めたが、昨年の夏頃から異常なほどの枚数のタオルが出され、それは、びし ょびしょに濡れて、臭いもあったので、何に使ったタオルか分からず、コロナ禍でも あったため、その不安は大きく感染症対策の意味もあって、大量の漂白剤を使い、ゴ ム手袋をつけた上で、洗濯していた。また、そのようなタオルを洗濯することで、万 が一、新型コロナウイルスに感染し、家族にも感染させるのではないかと心配するあ まり、精神的な負担が大きくなり、めまい、吐き気、頭痛、血圧上昇の症状で体調を 崩してしまった。コロナ禍においては、公共施設や民間施設においても、感染防止対 策でタオルを設置せず、ペーパータオル等で対応していたにもかかわらず、冨田市長 が使ったタオルを洗濯させ続けたということに対して、冨田市長の証言では、タオル の洗濯が原因で体調を崩されたとは確認していない。ホットタオルを作り、顔を拭い たり、リフレッシュすることが多かったので、それをバスケットに入れていたが、ど のように洗っていたかは知らない。なるべく早めに洗ってほしいとお願いしていたと 述べた。

⑩元平副市長と冨田市長の後援会長による動画等の情報提供者捜しについて。

職員の証言では、動画等の情報提供者捜しについての状況が明らかになった。まず、 冨田市長の一連の報道後である令和2年10月24日(土)に、同職員は、元平副市長から、冨田市長と冨田市長の後援会長が同職員を情報提供者だと強く疑っているので、 事情を教えてほしいと言われ、報道関係やサウナの搬出の経過等々で知っていることを元平副市長に全て話した上で、私ではないと伝えた。元平副市長から冨田市長と後援会長にはその旨を伝えるということであったが、そんなに強く疑われるということ 自体が非常に不愉快で納得ができなかったため、一度、後援会長と話をしたほうがいいと思い、翌日の25日(日)に、後援会長に電話をしたが、出られなかった。その後、冨田市長の後援会長から電話があり、その電話の中で、市長共々、あなたが情報提供者であることを確信している。あなたがその情報提供者でないのであれば、その証明をしてくださいと。証明ができないのであれば、真犯人を見つけてください。あなたが情報提供者でないということを主張し続けていても、冨田市長が当時所属していた政党が告訴なりをして警察、検察の捜査が及ぶことになった場合、たとえあなたが情報提供者ではなかったとしても元の生活には戻れないというようなこともあると言われ、大変穏やかな口調だったが、強く恐怖を感じたと述べた。

また、同職員は、その4日後である10月29日(木)に元平副市長から、冨田市長の 後援会長と3人で話をしたいから時間を取ってほしいと言われ、後援会長の車に乗っ て後援会長の事務所まで行った。今回の件については、後援会長から、ざっくばらん に話ができるように、ここだけの話ということを約束するために、秘密保持契約を締 結したいから、内容を確認後、拇印を押してくださいと言われたが、これ以上、嫌な 思いをしたくない、ここで変に拒否をすれば何かまた変な思いを持たれるだろうと、 契約を締結せざるを得ないというふうに思い、署名と拇印を押した。ただ、契約内容 に秘密の定義がないことへの疑問や、唯一私を縛っているのは、この契約書の存在を 言えないことだということを感じたと述べた。秘密保持契約締結後、元平副市長から 同職員に対して聞き取りが始まり、結果として同職員が情報提供したのか、1つの秘 密漏洩であり、簡単に済む問題ではない。行き着くところは、懲戒処分となると言わ れたが、同職員は、私ではないと答え、その後、冨田市長の後援会長からは、同職員 が情報提供者であったらよかった。あなたにはそれをする理由がある。また、あなた が個人で情報提供はできないはずだから、バックにある何かしらの力というものをあ ぶり出せたらいい。実際に警察が入り犯人捜しということになったら大変だが、今な らそれを押さえることもできる。仮にあなたが情報提供者でなくても、情報提供者だ と認めて、そのバックの力が誰かということを言えば、今後、課長や部長を経験して、 冨田市長の後継者という形を考えることもできるのではないか、それがあなたにとっていいのではないかということを言われた。また、冨田市長が当時所属していた政党の弁護士が来て刑事告訴を恐らくする。刑事告訴となったら事情聴取をされるし、今、丸く収めてくれたら地検が来ないようにできると言われたが、私は情報提供者ではないと答えたと述べた。

しかし、同職員は、令和3年3月4日(木)の冨田市長の証言で、冨田市長が契約の存在は知っていると述べたことに対し、元々だまされていたと思った。また、同年1月に、冨田市長の後援会長と弁護士による、刑事告訴に関する具体的な何か動きがあったらしいという話を聞き、非常に恐怖を覚えたと述べた。

元平副市長の証言では、自分は犯人捜しを拒んでおり、同職員と話をした上で、同職員は犯人ではないと冨田市長にも伝えていたが、冨田市長から、同職員を含む職員2名に対してもう一度確認したいと言われ、1名については、冨田市長が確認するので、同職員については、確認してくれと言われ、同職員に時間を取ってもらえるようお願いした。場所を後援会長の事務所と決めたのは、冨田市長からの指示で、後援会長が車で迎えに来たので、乗せてもらった。また、秘密保持契約書の内容については、後援会長から、ここで話すことは口外しないという契約だということであったので、書いて済むのであればという安易な気持ちで書いた。話し合いの中で、同職員に対して、動画等の流出を認めれば将来を保証するという発言が、冨田市長の後援会長からあったことは覚えているが、語尾についてははっきり覚えていないと述べるとともに、その後、冨田市長への報告はしていないと述べた。

一方、冨田市長の証言では、冨田市長の指示に忠実に従い、業務を遂行していた同職員を、報道直後に報道機関に動画等の情報提供者と決めつけたということに対して、犯人扱いしていないが、多くの職員が真面目に頑張っている中で、マスコミ等にホームレス市長と伝えたり、職務権限を越えた映像を撮って流している職員が実際にいることは事実と述べた。また、冨田市長の後援会長から情報提供者として疑われ、後援会長や冨田市長からの脅しとも捉えられる言葉により同職員は恐怖を感じているとい

うことに対して、全くそのような事実は知らないと述べた。私が聞いているのは、後 援会長が同職員から相談があると言われ、会長が相談に乗ったことはあると確認して いると述べた。

さらに、秘密保持契約を3人で取り交わしたことに対して、富田市長の証言では、後援会長及び元平副市長から、今後の市政運営を円滑にして職員を守るために秘密保持契約を取り交わしたことは、事後に聞いているが、内容については聞いていないし、聞かないようしていた。また、契約書の作成については、指示していないと述べた。加えて、元平副市長が同職員と一緒に後援会長の事務所へ行ったという報告については、富田市長の証言では、そのことが起こった事後に聞いたと述べたが、元平副市長は、冨田市長からの指示により3人で会ったことを認めており、証言が食い違っている。また、同職員が令和2年12月半ばから、他部署との併任業務を命じられたということに対して、冨田市長の証言では、そこに異動したいと本人が述べ、かつコロナ禍で併任先の業務がせっぱ詰まっている状況でそのような対応をしたと副市長から聞いていると述べた。また、動画等を流出した人を捜すことは、したことはないし、今後することもなく、不適切な人事異動もしないと述べた。

なお、懸案事項を協議するなどの市政運営の方針を検討する会議にも、一般市民である後援会長を参加させていたということに対して、冨田市長の証言では、後援会長は、後援会長という立場ではなく、様々な市の重要な社会的公務を担っている、そういった観点から一市民としての立場のアドバイスをいただくためにお招きしたことはあるが、多様に市民に意見を賜るときは、市長という立場で公平にしているので、全く問題はないと述べた。また、冨田市長は、2名の顧問が就任されているにもかかわらず、後援会長には、市政の相談役として、両副市長の指導とともに市長自身のリスクマネジメントを行ってもらっているため、公務、政務を問わず、後援会長の指示は、私の指示と思って対応するよう職員に指示されていたということに対して、冨田市長の証言では、職員に対してそのような指示をしたことはないが、両副市長に関しては、公務以外で池田市において、何が起きているのかということも含めて、後援会長の政

務事情をよく理解しておくようにとは言ったと述べた。元平副市長の証言でも、後援 会長は素晴らしい方なので、話を聞いて定期的に指導を受けてくださいと冨田市長か ら言われていたと述べた。

ウ、委員会としての判断。

本市職員を対象にしたパワハラ疑惑に係るアンケート調査を実施した結果、多くの 職員から、首長という立場で、自身の意に沿わない職員などに対して、「民間ではク ビ」等の発言、懲戒解雇や人事異動などの示唆、大声での叱責や威圧的な振る舞い、 そして、身近な秘書課職員等に対しては、執拗な叱責や公私混同はなはだしい指示を 与えるなど、厚生労働省が定める「職場のパワーハラスメントの定義」における3つ の要素「優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること」「業務の適正な 範囲を超えて行われること」「身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業 環境を害すること」に照らし合わせても、冨田市長等によるパワハラ行為があったも のと認められる。また、冨田市長は、令和2年10月23日(金)の記者会見で、猛省す ると発言した数日後には、動画等の情報提供をした人物を特定していたにもかかわら ず、優位的な立場を利用して、その人物とは別の職員を情報提供者と決めつけた上、 動画等の情報提供者捜しを元平副市長と冨田市長の後援会長に指示し、秘密保持契約 を締結させていた事実が明らかとなった。情報提供を疑われた職員は、従わなければ 告訴も考えているとも脅され、実際、冨田市長の元所属政党の弁護士と冨田市長の後 援会長が告訴、告発の手続を行ったとの話があるなど、当該職員に大いなる恐怖を与 えた。

しかしながら、冨田市長の証人喚問では、同アンケート調査の結果について、確実性がないと反論するとともに、職員から証言のあったパワハラ案件に対しても、「指導」という都合のよい言葉を隠れみのにし、精神的に苦痛を与え、就業環境を害していたものであるにもかかわらず、醜い弁解に終始するだけであり、良識を疑わざるを得えない。また、情報提供者捜しについては、事後に聞いただけと自身の関与を否定していたが、このような行為は、極めて悪質かつ卑劣極まりない行為であり、強要的、

脅迫的行為であると同時に、犯罪行為に匹敵するものであり、誠に許し難く、断じて 見過ごすことができないものである。また、元平副市長からは、冨田市長からの指示 であったとの証言があり、その場合、冨田市長の証言は虚偽であったこととなる。さ らに、体調を崩すほどつらい思いをさせた職員に対して、謝罪の言葉をかけるどころ か、令和3年2月24日(水)の冨田市長の証人喚問後、証言をした職員を特定するよ う、岡田副市長に指示しており、全く反省の色がなく、言語道断である。

総括。上記の調査結果のとおり、3つの調査項目全てにおいて、問題があると指摘せざるを得ず、このような状況のもと、冨田市長や両副市長と職員における信頼関係の構築が図られていない実態が明らかになった。冨田市長は、全くもって身勝手な職員の扱いや市政運営を行い、さらには庁舎や職員をも私物化するという、良識ある人間であれば到底考えられず、特に、パワハラに関しては、厚生労働省が定める「職場のパワーハラスメントの定義」に照らしても、全てに該当していると認められ、行政の長たる市長としての資質に著しく欠けると判断する。特に、本市においては、令和2年6月1日の「池田市職員ハラスメント防止指針」の改正において、パワハラの定義についての文言修正や職員はハラスメントをしてはならないことの明文化を行っているにもかかわらず、本指針の策定者である冨田市長自らが今回明らかになったハラスメントを行っていたことは、言語道断である。また、本指針には、相談体制の整備など、ハラスメントへの具体的な対応策を規定しているが、今回の事案に活用されていたとは考えられず、誠に遺憾である。

今に至っても全く反省の姿勢や市民への謝罪もなく、あくまで自己中心的であり、 このまま冨田市長が市政運営を続けるのであれば、市政の私物化とするおそれや職員 が市民より市長の顔色をうかがう職員と化してしまうおそれがあり、それは、地方自 治法に沿った、住民の福祉と健康の増進のための市政運営では決してなく、地方自治 体のあるべき姿が失われることになりかねない。

提言。本委員会は、下記のとおり調査事項に対する再発防止策を提言する。

庁舎への私物の持込みについては、改めて社会通念上相当と認められる物に限ると

する基準を策定し、全職員に周知すること。

庁舎での宿泊については、原則、危機管理上必要な場合に限ることも併せて周知すること。

公用車やタクシーチケット及び駐車場定期券の使用についても、使用基準を策定し、 説明責任が果たせない使用は、行わないことを認識すること。

虚偽答弁については、そもそも想定するものではないが、議会での市長の発言は、 10万池田市民に対して行っているという認識のもと、発言の重さを十分に自覚して行 うこと。

パワーハラスメントをはじめ、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントについては、我々議員はもとより、職員、市民の皆様においても、いつハラスメントの被害者にも加害者にもならないように、日頃から自分自身の言動を客観的に見る機会を設けること。

ハラスメントを未然に防止するために、職員等がハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持つよう、繰り返し周知徹底を図るとともに、特別職が率先してハラスメントに係る研修に参加すること。

結論。まず、本委員会の証人喚問において、冨田市長が虚偽の陳述を行ったと認め られるため、告発することが相当であると考える。

次に、冨田市長は、これまでの自身の言動に対し、責任を明確にし、多くの市民の皆様、そして、職員に対して速やかに、謝罪を果たすとともに、冨田市長が今回の一連の件が問題ないと言うのであれば、これ以上の市政の停滞・混乱をさせることのないよう、首長としての地位に執着することなく、今こそ自ら潔く辞職し、民意を問うことを求める。仮に、冨田市長自らが市長の職を辞する考えがない場合には、本委員会としては、不信任を決議することが相当であると判断した。

以上で朗読は終わりました。

それでは、調査報告書案について、御意見をお受けしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

〇前田敏委員長 それでは、採決を行います。

本件に関し、調査報告書案のとおり可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 異議ないものと認めます。

よって、調査報告書案のとおり、可決されました。

それでは、ただいま決定いただきました本委員会の調査報告書案につきましては、 議長に提出をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回開催の本会議において、私から委員長報告をさせていただきたいと思いますが、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査報告書案については、議長提出後、準備が整い次第、市議会ホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、記録の返還についてです。

地方自治法第100条第1項に基づき、関係者から提出を求めた記録については、調査が終了しましたので、提出者に返還したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

各委員に配付させていただいております記録の写しにつきましては、委員会終了後、 事務局が回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、閉会に当たり、本委員会を代表いたしまして、私より一言申し上げます。

まず、これまで、本委員会が実施いたしましたアンケート、聞き取り、さらには証 人尋問などの調査に御協力いただきました職員並びに関係者の皆様に対しまして、厚 く御礼申し上げます。次回開催の本会議におきまして、冨田市長に対する議会としての対応が決まりますが、私たち委員といたしましては、本報告書案の内容を踏まえた結果になるよう、努めてまいりたいと思います。また、委員の皆様方には、長期間にわたる調査、誠に御苦労様でございました。本委員会は、これをもって終了いたしますが、委員の皆様には何かと委員会運営に御協力をいただいたことに対しまして、感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、以上で第11回、冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(拍手起こる)

(午前11時26分閉会)

冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に 関する調査特別委員会

委員長 前田 敏